

令和8年度地域包括ケアシステムステップアップアドバイザー派遣業務委託に係る 企画提案 募集要項

1 目的

県内市町村における地域支援事業を深化・推進させるため、市町村等へリハビリテーション専門職の派遣を行い、地域包括ケアトータルコーディネーター（以下、「トータルコーディネーター」という。）と連携しながら介護予防や地域ケア会議の取組支援を実施するとともに、市町村支援を行うリハビリテーション専門職への研修会等を実施する業務を委託するものである。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

令和8年度地域包括ケアシステムステップアップアドバイザー派遣業務委託

(2) 委託業務の内容

別添の仕様書のとおり

(3) 履行期限

令和9年3月31日まで

(4) 委託料

4,221,800円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

3 応募資格

法人とし、次のいずれかに該当する場合は、参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、埼玉県における一般競争入札等の参加を制限されている者
- (2) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- (3) 埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年4月1日施行）に基づく入札参加停止措置を受けている者
- (4) 埼玉県から指名停止措置を受けている者
- (5) 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納している者
- (6) 埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日施行）に基づく入札参加除外を受けている者
- (7) 過去5年（令和2年4月1日～令和7年3月31日）において、国や地方公共団体から受託した医療・福祉分野に係る事業の実績がない者

4 質問の受付及び回答

(1) 受付期限

令和8年3月2日（月）午後5時15分まで

(2) 提出方法

質問内容を様式3に記載して電子メールで送付すること。

提出先のメールアドレスは、a3250-03@pref.saitama.lg.jpとする。

また、提出後は、電話により到達の確認を行うこと。

（電話：048-830-3256）

(3) 回答

質問者の法人名等を伏せた上で、令和8年3月4日（水）までに県ホームページに掲載する。

5 企画提案書等の提出

受託希望者は、次の内容を記載した企画提案書等を提出すること。

なお、企画提案に必要な経費は企画提案者の負担とし、提出された書類は返却しない。

(1) 提出書類

①企画提案書（様式任意、ただし様式1を鑑とすること）

ア 基本方針

本業務を実施する上での基本方針及び特に重要と考えるポイント等

イ 事業概要

・事業の具体的なスケジュール案

・研修カリキュラムに係る提案

ウ 本業務を運営管理していく際の管理・実施体制

②業務実績調書（様式2）

令和2年度～令和6年度において、国や地方公共団体から受託した医療・福祉分野に係る事業の実績

③法人概要（様式任意）

④事業費等見積書（様式任意）

(2) 提出方法

電子メールで提出すること。

提出先のメールアドレスは、a3250-03@pref.saitama.lg.jpとする。

データの容量が大きい場合は、ファイル転送サービスの活用もしくは分割送付すること。

また、提出後は、電話により到達の確認を行うこと。

（電話：048-830-3256）

(3) 提出期限

令和8年3月13日（金）午後5時15分まで

6 委託先候補者の選定

(1) 選定方法

公募型のプロポーザル方式とする。

- ア 本委託業務を滞りなく完了するためには、受託者が高い業務遂行能力を有している必要がある。そのため、受託者の決定に当たっては、企画内容や事業経費の額のほか、事業者の経験や実績を含めて総合的に判断する。
- イ 説明会は行わず、本募集要項及び仕様書に基づき実施する。
- ウ 県は、審査委員会（以下、「委員会」という）を設置し、提出された企画提案書及びその他提出書類に基づき、総合的に審査するものである。
- エ 審査は書面審査のみとし、プレゼンテーション審査は実施しない。
- オ 当該審査の結果、総合点が最も高かった提案者を委託先候補者として選定する。

(2) 審査委員からの質問

審査にあたって審査委員から企画提案書を提出した者に対して質問がある場合は、令和8年3月19日（木）を目途にメールにて個別に照会を実施する。2日後を目途とした指定された期日までにメールにて回答すること。

(3) 結果通知

令和8年3月下旬を目途に文書にて通知する。

7 その他

企画提案に参加しようとする者が1者の場合は、事前に委員会で定めた基準点を満たしていれば委託先候補者として選定する。

8 委託契約

埼玉県財務規則等関係法令に基づき締結する。

9 問合せ先及び書類の提出先

埼玉県福祉部地域包括ケア課 地域包括ケア担当

住所：〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話：048-830-3256

e-mail：a3250-03@pref.saitama.lg.jp

10 その他留意事項

- (1) 提出書類は、本業務の委託候補者の選定以外の目的に使用しない。ただし、埼玉県情報公開条例に基づき公開する場合がある。
- (2) 提出期限を過ぎて提出された応募書類は無効とする。また、提出後の差替え及び再提出は認めない。ただし、委託者の指示による場合はこの限りではない。
- (3) 書類提出後に参加を辞退する場合は、速やかに文書で埼玉県福祉部地域包括ケア課長に届け出ること。
- (4) 業務委託契約に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするのではなく、採用された提案者の提案内容を踏まえて協議・調整を行った上で契約を締結する。その際、提案内容を一部変更する場合がある。
- (5) 業務委託契約に当たっては、埼玉県との契約実績等により契約保証金が必要になる場合がある。
- (6) 令和8年度歳入歳出予算案が議決されなかったとき又は当事業費に係る減額等があったときは、当該企画提案は無効とする。